

暴力被害者等に関する市営住宅目的外使用許可事務取扱要領

平成30年1月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、配偶者からの暴力被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、暴力被害者等へ市営住宅の目的外使用を一時的に許可するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 配偶者からの暴力 配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- (2) 暴力被害者等 配偶者からの暴力を受けた妻、若しくは夫やその家族をいう。

(対象要件)

第3条 目的外使用によって入居を認められる暴力被害者等は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 防府市営住宅設置及び管理条例（以下「条例」という。）第6条第1項第5号に規定する住宅困窮要件に該当する者であること。なお、住宅困窮要件以外の入居要件も満たす者については、公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情があるものに限る。
- (2) 配偶者からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であり、条例第6条第3項第4号に掲げる次のいずれかに該当することが書類等により客観的に証明される者であること。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」）第10条第1項（DV法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づき、接近禁止命令、退去命令等の保護命令の

申立てを行った者で、当該命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない者。

イ DV法第3条第3項第3号の規定による一時保護又はDV法第5条（DV法28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、配偶者からの暴力を入所理由とした民間団体等が運営する保護施設の入所者又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。

(3) 条例第6条第1項第6号に該当する者であること

(入居申込)

第4条 入居の申込みをしようとする暴力被害者は、市営住宅入居申込書（防府市営住宅設置及び管理条例第2条第1号様式）及び別表に掲げる書類又はそれに準ずるものを市長に提出しなければならない。

(目的外使用の対象住宅)

第5条 目的外使用の対象とする住宅は、入居予定者のいない空家（公募停止を含む）があり、暴力被害者を入居させても、本来入居対象者の入居を阻害せず、市営住宅の適性かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、市長が決定する。

(入居条件)

第6条 暴力被害者の目的外使用による市営住宅への入居要件は次の各号による。

(1) 入居承認期間は、原則1年を超えない期間として、市長が必要と認める期間とする。ただし、市長が、やむを得ない事情があると認め、かつ家賃滞納がない場合は、承認期間を更新することができる。

(2) 家賃は、条例第14条の規定により徴収する。収入の額の認定に当たっては、暴力被害者の今後の婚姻関係の継続の見通し等について十分考慮し、離婚の届出をしていないが、暴力被害者に離婚の意思があることを確認したときには、婚姻関係が解消されたものとみなして取扱うことができる。ただし、市長は、暴力被害者の状況を勘案し、条例第16条の規定による家賃の減免又は徴収猶予を行うことができる。

(3) 条例第11条第1項第1号の規定による請書への連帯保証人の連署は、

暴力被害者等の置かれている状況に鑑み、特別の事情があると認められる場合、猶予することができるものとする。ただし、入居後に連帯保証人を立てるよう指導することとする。

(4) 条例第18条の規定による敷金は、原則として納付を求めないこととするが、入居期間が6か月を超えるときは、当該時点における家賃の3か月分相当額の敷金の納付を求めることができる。

(5) 入居時における住民票の提出については、暴力被害者等に係る実情に鑑み、提出を猶予することができるものとする。

(6) 第1号、第4号及び第5号の規定を除き、条例の規定を適用する。

(目的外使用の報告)

第7条 暴力被害者等の目的外使用による市営住宅の入居を承認したときは、目的外使用させたときから1か月以内に、中国地方整備局に事後報告（第1号様式）することをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）第22条の規定する承認があったものとして取扱うことができる。ただし、市営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲とする。

(住宅の明渡しの請求)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、住宅の明渡しを求めることができる。

(1) 本要領その他関係法令に違反したとき

(2) 許可条件を遵守しないとき

(3) 住宅を故意に毀損させたとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が住宅の管理上必要があると認めたとき

(住宅の返還)

第9条 目的外使用の許可を受けた対象者は、当該住宅から退去をするときは、防府市営住宅設置及び管理条例施行規則第20条の規定による明渡届により、5日前までに市長にその旨を届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。